

マイナンバーお届出のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年1月からマイナンバー制度が開始され、法令により金融機関から税務署に提出する法定書類に個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号を記載することが義務づけられています。

これに基づき、公共債・投資信託の証券口座をご利用のお客さまは、金融機関にマイナンバーをお届出いただく必要があります。

このお届出期限は、平成31年の最初の分配金、売却代金等のお受取までとなっており、現在は3年間の経過措置期間にありますが、ぜひともお早めにマイナンバーのお届出をお願いいたします。

また、当行でNISA口座をご利用のお客さまが、平成30年以降に継続してNISA口座をご利用いただく場合には、平成29年9月末までに当行にマイナンバーをお届出いただくことによってNISA口座の自動更新が行われるため、NISA口座の継続手続が不要になります（注）。ぜひともお早めにマイナンバーのお届出をお願いいたします。

なお、特定口座、NISA口座等をお持ちのお客さまが、おところ、おなまえ、お取引店などを変更される場合には、マイナンバー・法人番号のお届出が必要となります。

今後とも、東和銀行では、お客さまの立場に立った資産形成のパートナーとして、充実した情報提供に努めて参りますので、末永くお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

※ これまでに当行にマイナンバーのお届出を済まされたお客さまにおかれましては、今回のお届出の必要はございません。

敬具

(注) 平成29年9月末までにマイナンバーをお届出いただけない場合には、平成30年以降、当行でNISA口座をご利用して投資を行う際に、マイナンバーのお届出に加え、改めてNISA口座の継続手続が必要となります。また、当行でのNISA口座の自動更新を希望されない場合には、別途お手続が必要となります。

【マイナンバーお届出時の必要書類(個人の場合)】

お届出印の他、①～③のいずれかの書類が必要です。

- ①「個人番号カード（写真付）」
- ②「個人番号通知カード」＋「本人確認書類」（顔写真入り1つ）
- ③「個人番号通知カード」＋「本人確認書類」（顔写真なし2つ）

例：「本人確認書類（顔写真入り1つ）」… 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等

例：「本人確認書類（顔写真なし2つ）」… 健康保険被保険者証、母子健康手帳、福祉・年金手帳等
住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）、
印鑑証明書、特定口座年間取引報告書等

【お問い合わせ先】

お取引店の担当者、事務課長または下記までお願いします。

東和ダイレクトサービスセンター 電話番号 0120-469-108

受付時間：午前9時～午後5時（ただし、銀行休業日は除きます）